

(1) 路外駐車場設置のチェックリスト

項目	事項	チェック	備考
届出が必要な駐車場であるか (法第11条、第12条)	1、都市計画区域内にあるか		
	2、駐車供用面積が500㎡以上か		
	3、駐車料金を徴収するか		
添付図面は完備されているか (省令第1条)	1、位置を表示した縮尺1/10,000以上の地形図		変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面で良い。
	2、①～③を表示した縮尺1/200以上の平面図		
	①路外駐車場の区域		
	②路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路、その他の主要な施設		
	③路外駐車場の付近の道路、施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋		
	3、建築物である路外駐車場にあっては、縮尺1/200以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図		
構造、設備の基準に適合しているか (施行令第7条)	1、自動車の出口、入口は適正か		道路交通法第44条各号で定められた駐停車禁止部分 1 交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル 2 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 5 乗合自動車の停留所又はトリップ若しくは路面電車の停留所を表示する標識又は標示板が設けられている位置から、10m以内の部分 6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に、10m以内の部分 次の道路に面している場合は、反対側とその左右20mは含まない 1 出入口に接して、さく付きのある歩道を有する道路 2 縁石等で車線を分離され、かつ、歩道付きの道路
	①道路交通法第44条で定められた駐停車禁止部分にないか		
	②横断歩道橋(地下横断歩道橋を含む)の昇降口から5m以内でないか		
	③幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内と当該出入口の反対側及びその左右20m以内でないか(備考欄 印参照)		
	④橋、トンネルにないか		
	⑤幅員が6m(全幅)未満の道路にないか		
	⑥縦断勾配が10%をこえる道路にないか		
	⑦前面道路が2以上ある場合、自動車の出入口が自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路にあるか		
	⑧駐車場供用面積が6,000㎡以上のとき、出口、入口は分離構造で、かつ、それらは道路に沿って10m以上離れているか		
	⑨すみ切りの必要はないか、構造は適切か(9ペ-ジ 図3参照)		
⑩出口付近の見通しは十分か(9ペ-ジ 図4参照)			
	道路内に出入口を設けてないか		

項目	事項	フィク	備考
車路の構造は適正か (施行令第8条)	1、車路を円滑、かつ、安全に走行できるか		
	2、幅員は5.5m(*3.5m)以上あるか(一方通行の時3.5m(*2.25m)以上でよい)		
	3、建築物である立体駐車場の時、次の基準を満たしているか		
	①はり下の高さは2.3m以上あるか		
	②屈曲部を5m(*3m)以上の内のり半径で回転できる構造であるか		
	③傾斜部の縦断勾配が1.7%以下か		
	④傾斜部の路面は粗面か、すべりにくい材料で仕上げているか		
駐車供用部分のはり下の高さは適正か (施行令第9条)	1、建築物である路外駐車場の駐車供用部分のはり下の高さは、2.1m以上あるか		
避難階段は設けてあるか (施行令第10条)	1、建築物である路外駐車場の場合、避難階段またはこれに代わる設備を設けてあるか		建築基準法 施行令第123条第1項もしくは第2項
防火区画はしてあるか (施行令第11条)	1、建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(注1)の壁又は特定防火設備(注2)によって区画してあるか		(注1)建築基準法第2条第7項に規定する耐火構造 (注2)建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備
換気装置は適正か (施行令第12条)	1、建築物である路外駐車場であるとき、内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置はあるか		(注)ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。
照明装置は適正か (施行令第13条)	1、建築物である路外駐車場であるとき、次の照度を保つ照明装置があるか		自動車の車路及び駐車供用部分の水平照度 曲線図を添付
	①自動車の車路の路面 10ルクス以上 ②自動車駐車供用部分の床面 2ルクス以上		
警報装置は適正か (施行令第14条)	1、建築物である路外駐車場であるとき、自動車の出入り、道路交通の安全確保のために必要な警報装置があるか		
特殊装置があるか (施行令第15条)	1、国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか		国土交通大臣の認定書の写しを添付

項 目	事 項	チエック	備 考
駐車料金の額の基準に適合しているか (施行令第16条)	1、駐車料金の額の基準は、次のとおりであるか		
	①能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正利潤を含む額をこえないこと		
	②自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱いとなる額でないこと		
	③自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にする恐れのない額であるか		
供用時間等の明示はしてあるか (施行令第17条)	1、路外駐車場利用者の見やすい場所に路外駐車場の供用時間、駐車料金の額を明示してあるか		駐車場管理規程及び供用時間・駐車料金の額を明示した看板の姿図(寸法を記載)を添付